

1 開催日時及び場所

日時：令和8年3月26日（木） 13:30～16:55

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

櫻井裕之、美谷島克宏、天野昭子、相崎健一、アイツバマイゆふ、上島通浩、
成田伊都美、元村淳子

小坂忠司（専門参考人）

3 議事要旨

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第三条第一項の農薬の登録申請に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（グルホシネート及びフェナザキン）【非公開】

- ① グルホシネートについては、資料4「グルホシネート農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないとし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることので了承された。
- ② フェナザキンについては、資料5「フェナザキン農薬使用者安全評価書（案）」に基づき審議した結果、フェナザキンの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.006 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.018 mg/kg 体重とし、一部修正の上、評価書（案）としてとりまとめることので了承された。

- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第八条第一項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第1号に掲げる農林水産大臣が定める基準（農薬使用者暴露許容量）その他農薬使用者への影響評価に関する事項についての意見の聴取（クロチアニジン及びチアメトキサム）【非公開】

- ① クロチアニジンについては、資料7-1「クロチアニジン農薬使用者安全評価書（案）」、資料7-2「公表文献リスト（クロチアニジン（疫学以外））（案）」及び資料7-3「公表文献リスト（クロチアニジン（疫学））（案）」に基づき審議した結果、クロチアニジンの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.098 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.25 mg/kg 体重と設定することについて了承された。今後、暴露量の推計に関する審議を行うこととし、継続審議となった。

- ② チアメトキサムについては、資料6-1「チアメトキサム農薬使用者安全評価書（案）」、資料6-2「公表文献リスト（チアメトキサム（疫学以外））（案）」及び資料7-3「公表文献リスト（チアメトキサム（疫学））（案）」に基づき審議した結果、チアメトキサムの農薬使用者暴露許容量（AOEL）を0.012 mg/kg 体重/日、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を0.50 mg/kg 体重と設定することについて了承された。今後、暴露量の推計に関する審議を行うこととし、継続審議となった。

（3）その他【非公開】

「令和4年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）」についての意見・情報の募集の結果について（案）」について以下の資料に基づき説明し、当該資料の内容で了承された。

- ① スピロピジオン（資料8-1）
- ② イソプロチオラン（資料8-2）
- ③ イミダクロプリド（資料8-3）
- ④ キノクラミン（資料8-4）
- ⑤ チアジニル（資料8-5）
- ⑥ フィプロニル（資料8-6）

（以上）